

重要な会計方針

〔緊急人材育成・就職
支援基金事業特別会計〕

中央職業能力開発協会

1 基金の計上根拠及びその取崩収益の計上基準

緊急人材育成・就職支援基金

平成 21 年 6 月 5 日付厚生労働省発能第 0605002 号「緊急人材育成・就職支援基金事業の実施について」、別紙「緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領」第 3 の事業に必要な経費を充てるため、厚生労働省より、「平成 21 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 21 年 6 月 19 日付）及び「平成 22 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」（平成 22 年 11 月 9 日及び平成 23 年 1 月 6 日付）の交付を受け、緊急人材育成・就職支援基金を造成し、計上している。

また、当該基金からの取崩収益は、事業及びその事務処理のための支出額を限度に収益化している。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

保有している有価証券は、すべて国庫短期証券であり、償却原価法によって計上している。

3 無形固定資産及びリース資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間（2 年 6 ヶ月）を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法により行っている。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法により行っている。

4 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

5 消費税の会計処理

税込方式により行っている。

[追加情報]

1 無形固定資産に係る償却期間の変更

無形固定資産の減価償却の方法に係る利用可能期間について、「緊急人材育成支援基金」の事業期間が平成 23 年 9 月末まで延長になったため、利用可能期間を 2 年から 2 年 6 ヶ月に変更している。

なお、これによる当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微である。

[注記事項]

1 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度及び厚生年金基金制度(労働関係法人厚生年金基金)を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

区 分	特別会計
①退職給付債務	△ 4,801,894 円
②退職給付引当金	△ 4,801,894 円

(3) 退職給付費用に関する事項

区 分	特別会計
①勤務費用	3,131,894 円
②退職給付費用	3,131,894 円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

労働関係法人厚生年金基金については、当協会の拠出に対する年金資産の額を合理的に算定できないため、上記退職給付債務及び退職給付費用に含めていない。

なお、当該年度の掛金拠出額は、82,759,952 円(一般会計を含む)、掛金拠出割合により算定した年金資産見積額は、1,011,252,709 円(一般会計を含む)である。

2 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国庫短期証券	354,192,814,778 円	354,200,000,000 円	7,185,222 円